**○農林水産省告示第千四百四十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町羽出字みノ手三三〇の一、字山田平一ノ谷三三一の二から三三一の二二まで、三三二、三三三の一、字沢田三八七の一、三八七の三、四〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山田平一ノ谷三三三の一・字沢田三八七の一・三八七の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百五十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛知県蒲郡市竹谷町大**久**古七四の四（次の図に示す部分に限る。）、六九の七、六九の八、七四の一、七五の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大**久**古六九の七・六九の八・七四の一・七五の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七四の四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び蒲郡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百五十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡川辺町上川辺字**蛸**山四二一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百五十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町八百津字論出七九七六の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百五十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　香川県仲多度郡まんのう町炭所西字菜園場二八二九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

**○農林水産省告示第千四百五十五号**

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項及び第四項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十八条の二第一項第二号、第十八条の三第一項並びに第二十八条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの異性化糖軽減額、同号ニの加糖調製品軽減額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格、同法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格、同法第十八条の三第一項の加糖調製品糖平均輸入価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第五項、第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条の二第五項、第十八条の三第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格につき八一、九四〇円

適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで

二　異性化糖軽減額　零円

適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで

三　加糖調製品軽減額　一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円

適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及びまんのう町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百五十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県小林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　その他

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）